



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 教育委員会規則		
*1 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	 1
*2 市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	 2
*3 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	 2
○ 公安委員会規則		
*1 和歌山県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	 2
○ 告示		
48 生活保護法による指定介護機関の廃止	（福祉保健総務課） 3
49 生活保護法による介護機関の指定	（ " ） 3
50 "	（ " ） 3
51 "	（ " ） 4
52 "	（ " ） 4
53 生活保護法による指定介護機関の休止	（ " ） 4
54 生活保護法による施術機関の指定	（ " ） 4
55 指定自立支援医療機関の変更	（障害福祉課） 5
56 保安林予定森林	（森林整備課） 5
57 県道の路線の変更	（道路保全課） 5
○ 公告		
都市計画の案の縦覧	（都市政策課） 6
都市計画の図書の写しの縦覧	（ " ） 6
○ 諸報		
和歌山県収用委員会公示送達	（収用委員会） 6

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月24日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号中「第12条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を「市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に改め、「附則第2項」の次に「又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第68号）附則第3項（同条例附則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第2号

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月24日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第16条に規定する扶養親族で、市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）第7条第2項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第16条に規定する扶養親族で市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）第7条第2項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第4条の2中「第16条の4第1項第3号」を「第16条の4第1項第2号」に改め、同条を第3条とする。

第4条の3第1項中「第16条の4第1項第3号」を「第16条の4第1項第2号」に改め、「（次項において「単身赴任手当権衡職員」という。）」、「（次項において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）」及び「（次項において「単身赴任の異動等」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第5条第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月24日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「E」の次に「（給与条例第12条第3項の適用を受ける職員にあつては、C、D又はE）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月24日

和歌山県公安委員会委員長 片山 博 臣

和歌山県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会運営規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
第2条第5項中「とった」を「執った」に改める。

第8条の見出し中「外」を「以外」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長から出席を免除された場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社メディウエル御坊支社	徳島県吉野川市川島町桑村962-15	訪問看護ステーションリハビリ倶楽部	御坊市湯川町小松原420-15 興土ビル4階A	訪問看護・予防訪問看護	平成25.12.31

和歌山県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
紀州エア・ウォーター株式会社	和歌山市雑賀崎2017番地の29	紀州エア・ウォーター株式会社愛らんど海南	海南市名高476 メゾンベル名高	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成25.12.1

和歌山県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社たまり	日高郡美浜町吉原706-7	訪問看護ステーション風	御坊市湯川町小松原420-15 興土ビル4階A	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.1.1

和歌山県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社やまばと	御坊市藪652-2	やまばダイサービスセンター	御坊市藪564-1	通所介護・介護予防通所介護	平成26.1.6

和歌山県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ブリス	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-61	なごみ薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日1丁目61番地	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26.1.20

和歌山県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
株式会社やまばと	御坊市藪652-2	やまばケアプランセンター	御坊市藪652-2	居宅介護支援	平成25.12.31

和歌山県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田柔41-25	高野順次	だいち整骨院	田辺市末広町3-34	平成26.1.6

和歌山県告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。
平成26年1月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ツジムラ薬局	海南市名高243-4	医療機関の所在地	海南市名高428-13	海南市名高243-4	平成25.11.25

和歌山県告示第56号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成26年1月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字釜槽621、622、626の3、626の5から626の9まで、627、629の1、629の2、632、634・644の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大谷1437の1、1437の38、1437の41、1437の44、1437の45、1437の47、1437の49、1437の50、1437の53、1437の55、1437の56、字一ノ瀬1444（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字釜槽627・632・634（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、644の11、字一ノ瀬1444
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のように変更する。
その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年1月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

整理番号	新旧の別	路線名	起終点	重要な経過地
803	旧	紀の川自転車道線	和歌山市湊 伊都郡九度山町大字九度山	岩出市 紀の川市 伊都郡かつらぎ町

	新	同上	和歌山市湊 橋本市隅田町芋生	岩出市 紀の川市 伊都郡かつらぎ町 伊都郡九度山町
--	---	----	-------------------	------------------------------------

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路（3・6・7号白浜空港フラワーライン線）
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町中字江崎
才野字両願寺前、権現平、廻り田、脇ノ谷、開キ、大森、安久川、住居
- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課
- 縦覧期間
平成26年1月27日から同年2月10日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年2月13日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成26年1月24日

1 事件名

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成26年1月9日付け和収第13号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

存否不明

登記名義人 中井林之助（不動産登記記録上記載住所 和歌山県名草郡弘西村1052番地）の判明していない他の法定相続人